平成２４年（フ）第１３９５号
東京都八王子市初沢町1349番地４
破産者　株式会社東和ビジネスネット
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４１号
山梨県甲府市里吉１丁目１番11号
破産者　有限会社コウユー
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
長野県茅野市北山8618番地13
破産者　株式会社アズプランニング
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１０５号
愛知県一宮市丹陽町五日市場字屋敷182番地
破産者　後藤冷蔵有限会社
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７８号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷東１　ハイツのぞみＣ203号室、従前の住所岐阜県羽島郡岐南町下印食５丁目91番地
破産者　亡赤塚刺繍こと赤塚武實相続財産
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０２号
愛知県小牧市弥生町104番地の１
破産者　有限会社車工房
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４９号
愛知県一宮市瀬部字小山10番地の２
破産者　有限会社キノシタ
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８７号
愛知県岡崎市井田南町５番地５
破産者　有限会社萬房
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
滋賀県草津市上笠５丁目２番３号
破産者　有限会社京滋鍍研
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９１号
和歌山県橋本市高野口町名古曽544番地の１
破産者　エフジェイトレーディング株式会社
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
広島県三原市東町２丁目４番５号
破産者　株式会社栗田工業所
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
山口市朝田字流通センター601番３
破産者　山口トスバック株式会社
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
愛媛県大洲市西大洲甲952番地
破産者　株式会社別宮
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７４号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町259番地　８棟203号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市錦町15番17号
破産者　城所　　孝
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７５号
神奈川県平塚市錦町15番17号
破産者　城所　　功
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５８号
神奈川県厚木市温水西２丁目20番２号
破産者　及川　　進
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６０号
茨城県つくば市東２丁目10番地２　パナハイツオオノ206号、前住所茨城県つくば市松代５丁目２番地29　つくばアイビースクエア301
破産者　額賀　京子
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７号
埼玉県深谷市桜ケ丘194番地
破産者　喜谷村孝一郎
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４２号
埼玉県越谷市大字弥十郎468番地１　越谷弥十郎臼前住宅１―202
破産者　小林　雅彦
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５９号
埼玉県熊谷市石原1715番地４　501、申立時の住所埼玉県本庄市駅南２丁目24番15号　センチュリー本庄301号
破産者　達山明子こと　車　　明順
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部